

おくやみ
ハンドブック

志免町



ご遺族の方へ

ご親族の方のご逝去を悼み、謹んでお悔み申し上げます。
ご遺族におかれましては、今後、相続をはじめ年金や保険などさまざまな手続きが必要になってくると存じます。
志免町では、それらのうち、役場でのお手続きが必要なものを中心に、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。
このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

志免町役場 092-935-1001（代表）

事前準備について

志免町役場にて各種手続きをする今後の流れになります。
ご来庁の前に、まずは下記をご確認ください。

STEP 1 各種手続きチェックリスト

3、4ページのチェックリストにて該当される事項をご確認ください。手続きについての詳細は、7ページ以降の各種手続きページをご覧ください。



STEP 2 持ち物の確認

各種手続きページに記載されている必要なものをご準備ください。
（必要なものに記載されているもので事前に準備いただけなかったものがある場合は、手続きの際に窓口でお申し出ください。）

STEP 3 ご来庁ください

本紙と必要なもの、窓口に来られる方の本人確認書類をご持参の上、志免町役場へお越しください。
手続きについては、各担当窓口までお越しくださいますよう、お願いいたします。

開庁時間 平日8時30分～17時

（各窓口の終了時間は17時となっていますので、お時間に余裕を持ってお越しください。）

※志免町役場以外で死亡届を出された場合、住民票に記載されるまで1週間程度かかりますので、それ以降に窓口にお越しいただくことをお勧めします。

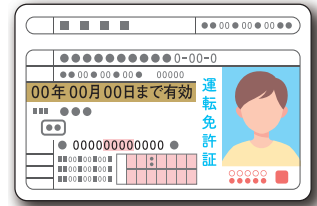
本人確認書類について

□ 顔写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、旅券など）1点

または

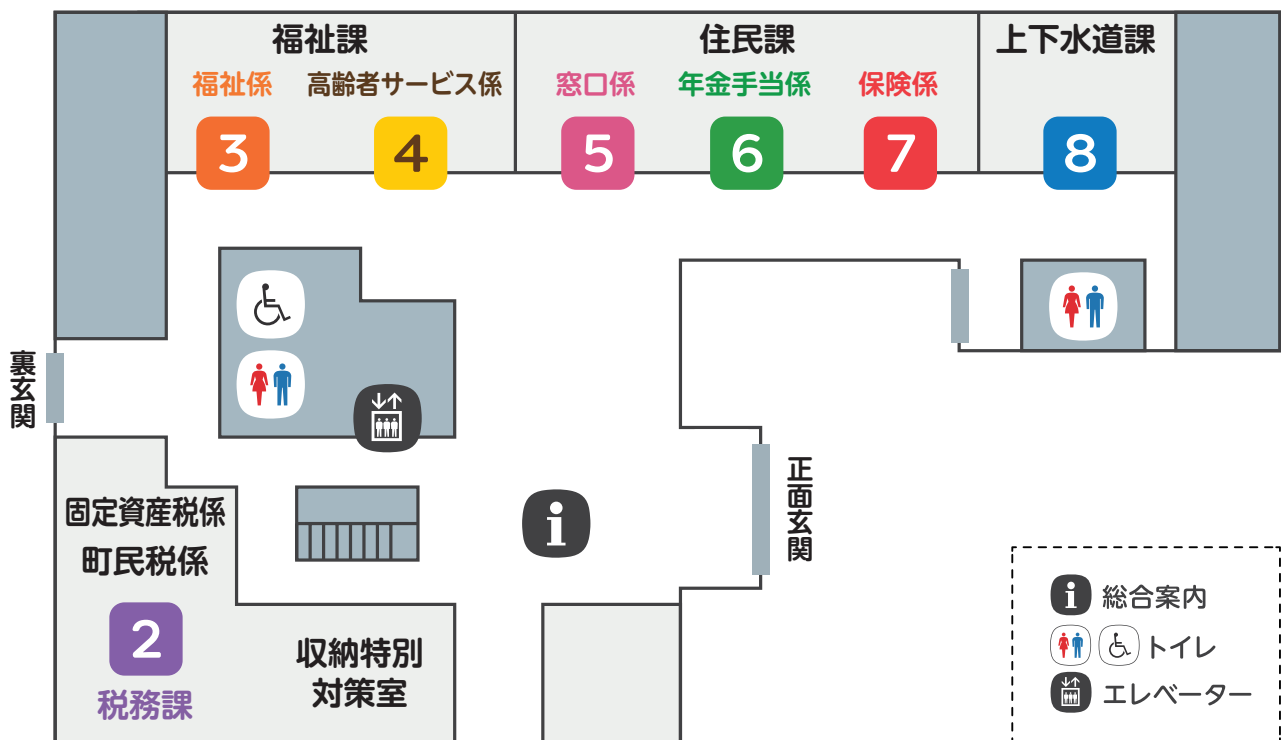
□ 本人確認できる書類

（健康保険資格確認書（被保険者証）、年金手帳など）2点



志免町役場 庁舎案内図

1F



MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト【志免町役場での手続き】

(該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください。)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	印鑑登録をしていた	P.7
	☐	マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた	
	☐	世帯主であった	P.8
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.9
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.10
年金	☐	国民年金・厚生年金に加入または受給していた	P.11
	☐	共済年金に加入または受給していた	P.12
	☐	恩給を受給していた	
税金	☐	町税の納付が済んでいない	P.13
	☐	町県民税・軽自動車税が課税されていた	P.14
	☐	原動機付自転車などを所有していた	
	☐	軽自動車などを所有していた	P.15
	☐	固定資産を持っていた(相続登記が済んでいない)	P.16
介護	☐	65歳以上または64歳以下で介護認定を受けていた	P.18
	☐	紙おむつの給付を受けていた	P.19
	☐	緊急通報システムを利用していた	
	☐	食の自立支援サービスを利用していた	P.20
	☐	外出支援サービスを利用していた	
障害	☐	身体障害者手帳を交付されていた	P.21
	☐	療育手帳を交付されていた	
	☐	精神障害者保健福祉手帳を交付されていた	P.22

区分	☑	該当事項	詳細ページ
障害	☐	障害児福祉手当を受給していた	P.22
	☐	特別障害者手当を受給していた	P.23
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	
	☐	心身障害者扶養共済制度に加入していた	P.24
	☐	重度障がい者医療証の交付を受けていた	P.25
	☐	福祉タクシー利用券の交付を受けていた	
	☐	児童通所施設を利用していた	P.26
	☐	障害福祉サービスを利用していた	
	☐	地域生活支援サービスを利用していた	P.27
	☐	緊急通報システムを利用していた	
	☐	食の自立支援サービスを利用していた	P.28
	☐	外出支援サービスを利用していた	
福祉	☐	生活保護を受給していた	P.29
子ども	☐	児童手当を受給していた	P.30
	☐	児童扶養手当を受給していた	P.31
	☐	子ども医療証の交付を受けていた	P.32
	☐	ひとり親家庭等医療証の交付を受けていた	
	☐	保育園を利用していた	P.33
	☐	保育料（副食費）の納付が済んでいない	P.34
上下水道	☐	上下水道を使用していた	P.35
	☐	下水道受益者負担金を納付中（徴収猶予中）であった	P.36

死亡に伴う各種手続きチェックリスト【志免町役場以外での手続き】

(該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください。)

区分	☑	該当事項	詳細ページ
不動産	☐	不動産を所有している	P.37
遺言書	☐	遺言書がある	
	☐	自筆証書遺言書を法務局に預けている	P.38
国税	☐	国税関係	
医療	☐	特定疾患（指定難病）の医療証を持っている	
保険	☐	生命保険などに加入している	
預貯金	☐	預貯金口座などを所有している	
電気・ガス・NHKなど	☐	クレジットカードを所有している	
	☐	電気・ガスを契約している	
	☐	固定電話・携帯電話を契約している	
	☐	インターネットを契約している	
	☐	NHK受信料を契約している	

MEMO

MEMO

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

委任状

1. 住民登録に関する手続き

■ 印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返還または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返還または破棄してください。	—
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	5 住民課 窓口係 ☎ 092-935-1052 1階【5番窓口】

■ マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの廃止

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、または住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは自動的に廃止となります。 ※亡くなられた方のマイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードは返還する必要はありません。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
—	5 住民課 窓口係 ☎ 092-935-1052 1階【5番窓口】

■ 世帯主であった

手続き 世帯主変更の届出

手続き詳細	期 限
2名以上の世帯で世帯主が亡くなられた場合、世帯主の次に住民票に記載されている方を世帯主に変更しています。別の方を世帯主に変更する場合は、世帯主変更の手続きをしてください。	世帯主の変更があった日から14日以内
	手続き可能な人
	新しく世帯主となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 届出人の本人確認書類	5 住民課 窓口係 ☎ 092-935-1052 1階【5番窓口】

MEMO

2. 保険に関する手続き

■ 国民健康保険に加入していた

手続き① 資格喪失の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の資格喪失の手続きを行います。資格確認書（被保険者証）などを返還してください。 また、亡くなられた方が世帯主で、他に加入者がおられる場合は、資格確認書（被保険者証）などの差し替えが必要です。	約 2 週間以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書（被保険者証） ☐ 亡くなられた方の限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証（交付を受けている場合） ☐ 窓口に来られる方の本人確認書類	7 住民課 保険係 ☎ 092-935-1074 1階【7番窓口】

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費（30,000円）が支給されます。（火葬のみも申請可）	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 喪主であることが分かる書類（会葬礼状、葬儀領収書、火葬許可証の写しなど） ☐ 喪主名義の口座が分かるもの ☐ 窓口に来られる方の本人確認書類	7 住民課 保険係 ☎ 092-935-1074 1階【7番窓口】

手続き③ 相続人代表者の届出

手続き詳細	期 限
保険税の還付などに関する手続きのため、国民健康保険に関する相続人代表者の届出をしてください。	約 2 週間以内
	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方と相続人代表者の続柄が分かる書類（戸籍謄本など） ☐ 相続人代表者名義の口座が分かるもの ☐ 窓口に来られる方の本人確認書類	7 住民課 保険係 ☎ 092-935-1074 1階【7番窓口】

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格喪失の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の資格喪失の手続きを行います。資格確認書（被保険者証）などを返還してください。	約 2 週間以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書（被保険者証） ☐ 亡くなられた方の限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証（交付を受けている場合） ☐ 窓口に来られる方の本人確認書類	7 住民課 保険係 ☎ 092-935-1074 1階【7番窓口】

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費（30,000円）が支給されます。（火葬のみも申請可）	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 喪主であることが分かる書類（会葬礼状、葬儀領収書、火葬許可証の写しなど） ☐ 喪主名義の口座が分かるもの ☐ 窓口に来られる方の本人確認書類	7 住民課 保険係 ☎ 092-935-1074 1階【7番窓口】

手続き③ 相続人代表者の届出

手続き詳細	期 限
保険料の還付などに関する手続きのため、後期高齢者医療に関する相続人代表者の届出をしてください。	約 2 週間以内
	手続き可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方と相続人代表者の続柄が分かる書類（戸籍謄本など） ☐ 相続人代表者名義の口座が分かるもの ☐ 窓口に来られる方の本人確認書類	7 住民課 保険係 ☎ 092-935-1074 1階【7番窓口】

3. 年金に関する手続き

■ 国民年金・厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認（未支給年金、遺族年金・寡婦年金、死亡一時金）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入、受給していた年金の種類やご遺族の状況などによって必要な手続きが異なります。事前に、年金事務所またはねんきんダイヤルにお問い合わせの上、手続きをしてください。	—
	手続き可能な人 生計同一の親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の基礎年金番号が確認できる書類 （年金証書または年金手帳、年金機構発行のハガキなど） ☐ 請求者のマイナンバーが確認できるもの ☐ 亡くなられた方と請求者の続柄が分かる書類（戸籍謄本） （省略できる場合あり） ☐ 請求者の通帳 ☐ 亡くなられた方の死亡診断書の写しなど ※手続きによって必要なものが異なります。必ず事前にご確認ください。	東福岡年金事務所 ☎ 092-651-7967 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 6 住民課 年金手当係 ☎ 092-935-1077 1階【6 番窓口】

MEMO

■ 共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
必要な手続きについては、年金を受給していた共済組合へお問い合わせください。	—
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
—	各共済組合

■ 恩給を受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
必要な手続きについては、総務省人事・恩給局へお問い合わせください。	—
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
—	総務省人事・恩給局 ☎ 03-5273-1400 (相談窓口)

MEMO

4. 税金に関する手続き

町税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の町税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要があります。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 窓口に来られる方の本人確認書類	2 税務課 収納特別対策室 ☎ 092-935-1028 1階【2番窓口】

手続き② 納付方法の確認

手続き詳細	期 限
今後のお支払方法の確認を行います。 亡くなられた方が口座振替制度を利用されていた場合は、口座振替停止の手続きが必要です。 口座の変更をされる場合は、ウェブまたは金融機関での申込が必要です。	—
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
【口座の変更手続きをされる場合】 ☐ 金融機関、支店名、口座番号が分かるもの ☐ 金融機関口座届出印	2 税務課 収納特別対策室 ☎ 092-935-1028 1階【2番窓口】

町県民税・軽自動車税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定の届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に町県民税が課税されている場合、町県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。	相当な期間（概ね 3 か月）
相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか、相続人代表者指定の届出をしてください。	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 窓口に来られる方の本人確認書類	2 税務課 町民税係 ☎ 092-935-1014 1階【2番窓口】

原動機付自転車などを所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方名義の下記車両を相続しない場合、廃車手続きが必要です。	亡くなられた日から 30日以内
（対象車両）	手続き可能な人
・原動機付自転車（125cc以下） ・特定小型原動機付自転車（電動キックボードなど） ・小型特殊自動車（トラクター・コンバインなど）	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
必要なもの	問い合わせ先
☐ 窓口に来られる方の本人確認書類 ☐ 車両情報（メーカー名、車台番号、排気量） ☐ 標識（ナンバープレート）	2 税務課 町民税係 ☎ 092-935-1014 1階【2番窓口】

4. 税金に関する手続き

■ 原動機付自転車などを所有していた

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方名義の下記車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください (対象車両) ・原動機付自転車(125cc以下) ・特定小型原動機付自転車(電動キックボードなど) ・小型特殊自動車(トラクター・コンバインなど)	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 窓口に来られる方の本人確認書類 ☐ 車両情報(メーカー名、車台番号、排気量) ☐ 標識(ナンバープレート)	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	2 税務課 町民税係 ☎ 092-935-1014 1階【2番窓口】

■ 軽自動車などを所有していた

手続き 廃車の手続きまたは相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両の廃車または名義変更については、車両の種類により必要書類や手続き窓口が異なります。詳細についてはお尋ねください。	—
必要なもの	手続き可能な人
—	—
	問い合わせ先
—	2 税務課 町民税係 ☎ 092-935-1014 1階【2番窓口】

■ 固定資産を持っていた（相続登記が済んでいない）

手続き① 相続人代表者指定の届出

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、相続登記が終わるまでの間、その納税義務者に代わって固定資産税を納める方（相続人代表者）を設定する手続きが必要です。 現所有者申告の手続きが必要な場合があります。また、農地を所有している方は農業委員会への手続きも必要です。	相続が発生した年内 ※郵送で相続人代表者指定（変更）届が届いた方は約2週間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人代表者の関係が分かる書類（戸籍謄本など） 【相続が決まっている場合】 ☐ 相続内容が分かる書類（遺産分割協議書など）	2 税務課 固定資産税係 ☎ 092-935-1015 1階【2番窓口】

手続き② 相続人代表者・納税管理人など変更の届出

手続き詳細	期 限
固定資産税の相続人代表者・納税管理人などに登録されている方が亡くなられた場合、変更の手続きが必要です。	相続が発生した年内 ※郵送で相続人代表者指定（変更）届が届いた方は約2週間以内
	手続き可能な人
	相続人 納税管理人となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 新たな相続人代表者または納税管理人の本人確認書類 ☐ 固定資産税の所有者と新たな相続人代表者、納税管理人の関係が分かる書類（戸籍謄本など）	2 税務課 固定資産税係 ☎ 092-935-1015 1階【2番窓口】

4. 税金に関する手続き

■ 固定資産を持っていた（相続登記が済んでいない）

手続き③ 口座振替停止・変更の手続き

手続き詳細	期 限
固定資産税の口座振替制度を利用されていた納税義務者・相続人代表者・納税管理人・振替口座名義人に登録されている方が亡くなった場合、口座振替停止の手続きが必要です。 口座変更をされる場合は、ウェブまたは金融機関での申込が必要です。	相続が発生した年内 ※郵送で相続人代表者指定（変更）届が届いた方は約2週間以内
	手続き可能な人
	相続人 納税管理人となる方
必要なもの	問い合わせ先
【口座振替の手続きをされる場合】 ☐ 金融機関名、支店名、口座番号が分かるもの ☐ 金融機関口座届出印	2 税務課 固定資産税係 ☎ 092-935-1015 1階【2番窓口】

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または64歳以下で介護認定を受けていた

手続き 資格喪失届及び介護保険被保険者証の返還

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、資格喪失の届出をしてください。併せて、被保険者証などを返還してください。 高額介護サービス費支給対象の方は、高額介護サービス費振り込みのため、相続人代表者の口座を登録してください。	— ※高額介護サービス費の請求は2年以内
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の介護保険被保険者証 ☐ 亡くなられた方の介護保険負担限度額認定証、介護保険負担割合証（交付を受けている場合） 【高額介護サービス費支給対象の場合】 ☐ 相続人代表者の通帳またはキャッシュカード ☐ 亡くなられた方と相続人代表者が住民票上同一世帯でない場合は被保険者との続柄が確認できる書類（戸籍抄本など）	4 福祉課 高齢者サービス係 ☎ 092-935-1039 1階【4番窓口】

MEMO

6. 福祉（高齢者）に関する手続き

■ 紙おむつの給付を受けていた

手続き 異動届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が在宅高齢者紙おむつ給付事業を利用されていた場合、福祉サービス利用異動届を提出してください。	—
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	4 福祉課 高齢者サービス係 ☎ 092-935-1039 1階【4番窓口】

■ 緊急通報システムを利用していた

手続き 異動届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高齢者緊急通報システム事業を利用されていた場合、福祉サービス利用異動届を提出してください。	—
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	4 福祉課 高齢者サービス係 ☎ 092-935-1039 1階【4番窓口】

■ 食の自立支援サービスを利用していた

手続き 異動届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が食の自立支援サービス事業を利用されていた場合、福祉サービス利用異動届を提出してください。	—
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	4 福祉課 高齢者サービス係 ☎ 092-935-1039 1階【4番窓口】

■ 外出支援サービスを利用していた

手続き 異動届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高齢者外出支援サービス事業を利用されていた場合、福祉サービス利用異動届を提出してください。	—
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	4 福祉課 高齢者サービス係 ☎ 092-935-1039 1階【4番窓口】

6. 福祉（障がい）に関する手続き

■ 身体障害者手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。 手帳の返還届を提出してください。	—
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳	3 福祉課 福祉係 ☎ 092-935-1038 1階【3番窓口】

■ 療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。 手帳の返還届を提出してください。	—
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の療育手帳	3 福祉課 福祉係 ☎ 092-935-1038 1階【3番窓口】

■ 精神障害者保健福祉手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。 手帳を返還してください。	—
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の精神障害者保健福祉手帳	健康課 健康づくり係 ☎ 092-935-1484 ふれあいセンター 1 階

■ 障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当死亡届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡を証明する書類（例：死亡診断書の写し） ☐ 亡くなられた方と請求者の関係が分かるもの（戸籍謄本など） ☐ 請求者の口座が分かるもの	6 住民課 年金手当係 ☎ 092-935-1077 1階【6 番窓口】

6. 福祉（障がい）に関する手続き

■ 特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当死亡届の提出
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書・債権者登録
申出書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡を証明する書類（例：死亡診断書の写し） ☐ 亡くなられた方と請求者の関係が分かるもの（戸籍謄本など） ☐ 請求者の口座が分かるもの	3 福祉課 福祉係 ☎ 092-935-1038 1階【3番窓口】

■ 特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出
(未払い分がある場合は未支払特別児童扶養手当請求書の提出、受
給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求が必要です。また、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きも必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、子の振込口座の通帳写し 【受給資格が継続する場合】 ☐ 認定請求者の戸籍謄本（省略できる場合あり） ☐ 認定請求者振込口座の通帳の写し	6 住民課 年金手当係 ☎ 092-935-1077 1階【6番窓口】

■ 特別児童扶養手当を受給していた

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	6 住民課 年金手当係 ☎ 092-935-1077 1階【6番窓口】

■ 心身障害者扶養共済制度に加入していた

手続き 資格喪失届、年金・弔慰金の請求

手続き詳細	期 限
・障がいのある方が亡くなられた場合は、加入者の届出が必要です。 ・年金管理者が亡くなられた場合は、新たな年金管理者の届出が必要です。 ・加入者が亡くなられた場合は、障がいのある方または年金管理者の届出が必要です。	死亡日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 障がいのある方または年金管理者の通帳 ☐ 亡くなられた方の住民票（除票）※ ☐ 届出される方の住民票※ ☐ 亡くなられた方の死亡診断書 ※届出内容により異なるため、事前にお問い合わせください。	3 福祉課 福祉係 ☎ 092-935-1038 1階【3番窓口】

6. 福祉（障がい）に関する手続き

■ 重度障がい者医療証の交付を受けていた

手続き 重度障がい者医療証の資格喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障がい者医療証の交付を受けていた場合、死亡日をもって受給資格喪失となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の重度障がい者医療証	6 住民課 年金手当係 ☎ 092-935-1077 1階【6番窓口】

■ 福祉タクシー利用券の交付を受けていた

手続き 福祉タクシー利用券の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー利用券の交付を受けていた場合、死亡日をもって受給資格喪失となります。未使用分の福祉タクシー利用券があれば返還してください。	—
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の志免町福祉タクシー利用券綴	3 福祉課 福祉係 ☎ 092-935-1038 1階【3番窓口】

■ 児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の返還または通所給付決定保護者の変更

手続き詳細	期 限
通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返還が必要です。亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。	—
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 通所受給者証	3 福祉課 福祉係 ☎ 092-935-1038 1階【3番窓口】

■ 障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返還または支給決定保護者の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返還または保護者の変更となります。また、受給している児童が亡くなられた場合には障害福祉サービス受給者証の返還が必要です。	—
併せて、計画相談支援事業所へ連絡をしてください。	
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	3 福祉課 福祉係 ☎ 092-935-1038 1階【3番窓口】 各計画相談支援事業所

6. 福祉（障がい）に関する手続き

■ 地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の返還または支給決定保護者の変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援サービス受給者証の返還または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなられた場合には地域生活支援サービス受給者証の返還が必要です。	—
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
☐ 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	問い合わせ先 3 福祉課 福祉係 ☎ 092-935-1038 1階【3番窓口】

■ 緊急通報システムを利用していた

手続き 異動届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害者緊急通報システム事業を利用されていた場合、福祉サービス利用異動届を提出してください。	—
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
なし	問い合わせ先 3 福祉課 福祉係 ☎ 092-935-1038 1階【3番窓口】

■ 食の自立支援サービスを利用していた

手続き 異動届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が食の自立支援サービス事業を利用されていた場合、福祉サービス利用異動届を提出してください。	—
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	3 福祉課 福祉係 ☎ 092-935-1038 1階【3番窓口】

■ 外出支援サービスを利用していた

手続き 異動届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害者外出支援サービス事業を利用されていた場合、福祉サービス利用異動届を提出してください。	—
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	3 福祉課 福祉係 ☎ 092-935-1038 1階【3番窓口】

7. 福祉（生活保護）に関する手続き

生活保護を受給していた

手続き 診療依頼書などの返還及び世帯異動の届出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が生活保護を受給していた場合、変動届の提出が必要です。 併せて、粕屋保健福祉事務所のケースワーカーへ連絡をしてください。	—
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の診療依頼書 ☐ 亡くなられた方の被保護世帯表（生活保護印鑑登録証）	3 福祉課 福祉係 ☎ 092-935-1038 1階【3番窓口】 粕屋保健福祉 事務所 ☎ 092-939-1759

MEMO

8. 子どもに関する手続き

■ 児童手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

受給者変更の手続き
(未払い分がある場合は未支払児童手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、受給者の消滅届と新たに児童手当を受給する方の申請が必要です。 未支払いの児童手当（死亡日の属する月の手当まで）については、受給対象児童の口座に支給しますので、申請が必要です。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
【新たに受給申請を行う場合】 ☐ 新たに受給する方の通帳またはキャッシュカード ☐ 新たに受給する方のマイナンバーが確認できるもの ☐ 新たに受給する方の本人確認書類 【未払いの児童手当がある場合】 ☐ 受給対象児童（原則長子）の通帳またはキャッシュカード	6 住民課 年金手当係 ☎ 092-935-1077 1階【6 番窓口】

【児童が亡くなられた場合】

手続き

減額または消滅の届出

手続き詳細	期 限
児童手当の受給対象児童が亡くなられた場合、減額または受給事由消滅の届出が必要です。	原則、児童が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
なし	6 住民課 年金手当係 ☎ 092-935-1077 1階【6 番窓口】

8. 子どもに関する手続き

■ 児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

児童扶養手当資格喪失の届出、児童扶養手当証書の返還（未払い分がある場合は未支払児童扶養手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。 未払いの手当については、受給対象児童の口座に支給しますので、申請が必要です。 新たに申請できる場合があります。詳細については、お尋ねください。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人 受給者が亡くなられた後、 対象児童を監護する方
【未払いの手当がある場合】 ☐ 受給対象児童（原則長子）の通帳またはキャッシュカード	問い合わせ先 6 住民課 年金手当係 ☎ 092-935-1077 1階【6 番窓口】

【児童が亡くなられた場合】

手続き

児童扶養手当資格喪失（または額改定）の届出、児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の受給対象児童が亡くなられた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	14日以内
必要なもの	手続き可能な人 児童の保護者
☐ 児童扶養手当証書	問い合わせ先 6 住民課 年金手当係 ☎ 092-935-1077 1階【6 番窓口】

■ 子ども医療証の交付を受けていた

手続き 子ども医療証の資格喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が子ども医療証の交付を受けていた場合、死亡日をもって受給資格喪失となります。	—
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の子ども医療証	6 住民課 年金手当係 ☎ 092-935-1077 1階【6 番窓口】

■ ひとり親家庭等医療証の交付を受けていた

手続き ひとり親家庭等医療証の資格喪失届

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療証の交付を受けていた方が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格喪失となります。 引き続き交付を受けることができる場合があります。詳細についてはお尋ねください。	—
	手続き可能な人 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のひとり親家庭等医療証	6 住民課 年金手当係 ☎ 092-935-1077 1階【6 番窓口】

8. 子どもに関する手続き

■ 保育園を利用していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 納付義務者変更の手続き

手続き詳細	期 限
保護者が亡くなられた場合、納付義務者変更の手続きが必要です。	14日以内
	手続き可能な人 新しく納付義務者となられる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 窓口に来られる方の本人確認書類	17 子育て支援課 ☎ 092-935-1261 3階【17番窓口】

【児童が亡くなられた場合】

手続き 退園の手続き

手続き詳細	期 限
児童が亡くなられた場合、退園の手続きが必要です。	14日以内
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 窓口に来られる方の本人確認書類	17 子育て支援課 ☎ 092-935-1261 3階【17番窓口】

■ 保育料（副食費）の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
保育料（副食費）の納付が済んでいない場合、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付をしてください。	—
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納付書（紛失の場合は、再発行できますのでお問い合わせください。）	17 子育て支援課 ☎ 092-935-1261 3階【17番窓口】

MEMO

9. 上下水道に関する手続き

■ 上下水道を使用していた

手続き① 契約者変更の手続き

手続き詳細	期 限
継続して上下水道を使用される場合、契約者変更の手続きが必要です。 【スマートフォンで手続きできます】 ① 志免町公式LINE⇒「くらしの情報」⇒「オンライン申請・申込み」 ② 二次元コードを読み込み  口座の変更をされる場合は、ウェブまたは金融機関での申込が必要です。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	8 上下水道課 ☎ 092-936-1586 1階【8 番窓口】

手続き② 閉栓の手続き

手続き詳細	期 限
上下水道の使用をやめる場合は、利用停止手続きが必要です。 【スマートフォンで手続きできます】 ① 志免町公式LINE⇒「くらしの情報」⇒「オンライン申請・申込み」 ② 二次元コードを読み込み 	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	8 上下水道課 ☎ 092-936-1586 1階【8 番窓口】

9. 上下水道に関する手続き

■ 下水道受益者負担金を納付中（徴収猶予中）であった

手続き 受益者変更の届出

手続き詳細	期 限
下水道受益者負担金の納付義務者が亡くなられた場合は、受益者の変更手続きが必要です。 原則として、該当する土地を相続される方が新たな受益者となります。詳細についてはお尋ねください。 口座の変更をされる場合は、ウェブまたは金融機関での申込が必要です。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	該当する土地を相続される方
必要なもの	問い合わせ先
なし	8 上下水道課 ☎ 092-936-1586 1階【8 番窓口】

MEMO

役場以外での主な手続き

- 手続きに必要な書類の中には、役場で発行できるもの（戸籍、住民票、税に関する証明書など）がありますので、各機関・契約会社などにお問い合わせいただいてからお越しいただくと手続きが進みやすくなります。
- 戸籍謄本などについては、申出により原本を返却される場合がありますので、各契約会社などにご確認ください。
- 証明書の発行には所定の手数料がかかります。
- 相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、各種相続手続きの際、法定相続情報証明制度を利用すると、戸籍書類一式の提出の省略が可能となり、手続きの時間短縮につながります。詳しくは、39 ページをご覧ください。

亡くなられた方が 契約・所有していた	主な手続きの 種類	必要なもの	問い合わせ先
不動産	土地・家屋など 相続登記	・登記申請書 ・亡くなられた方の出生～死亡までの戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本及び不動産を相続される方の住民票の写し（住所の記載のある法定相続情報一覧図でも代用できます。39ページ参照） ※その他、登記の内容によって必要な書類が追加になる場合があります。 詳しくは、右記へお尋ねください	【不動産が志免町所在の場合】 福岡法務局粕屋出張所 糟屋郡粕屋町長者原東6丁目15番1号 ☎ 092-938-2258（代表）
遺言書	検認・開封	申立先は、被相続人の住所地の家庭裁判所 ・申立書 ・亡くなられた方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人全員の戸籍謄本 ・手数料 詳しくは、右記へお尋ねください	福岡家庭裁判所 福岡市中央区六本松4丁目2番4号 ☎ 092-981-9605 （家事受付・手続案内係）

亡くなられた方が 契約・所有していた	主な手続きの 種類	必要なもの	問い合わせ先
法務局に預けて いる自筆証書遺 言書	遺言書情報証 明書の請求	・交付請求書 ・亡くなられた方の出生～ 死亡までの戸籍謄本、相 続人全員の戸籍謄本及び 相続人全員の住民票の写 し(住所の記載のある法定 相続情報一覧図でも代用 できます。39ページ参照) ・顔写真付官公署発行の身 分証明書 ・手数料 詳しくは、右記へお尋ねください	福岡法務局供託課 福岡市中央区舞鶴3丁目5番 25号 ☎ 092-721-9186
国税関係	所得税申告・ 相続税手続き など	右記へお問い合わせください	香椎税務署 福岡市東区千早6丁目2番1号 ☎ 092-661-1031
特定疾患(指定 難病)の医療証	返納手続き	・受給者証 ・印鑑 詳しくは、右記へお尋ねください	粕屋保健福祉事務所 糟屋郡粕屋町戸原東1丁目7 番26号 ☎ 092-939-1534
生命保険など	死亡保険金の 請求など	右記へお問い合わせください	加入していた保険会社など
預貯金口座など	口座凍結解除 など		各金融機関など
クレジットカード	解約など		各契約会社
電気・ガス	名義変更 ・ 解約		
固定電話・携帯 電話			
インターネット			
NHK受信料			NHKふれあいセンター ☎ 0120-151515

法定相続情報証明制度について

令和6年4月から相続登記の申請が義務化されます。詳しくは、[法務省](#) [所有者不明](#) [Q](#) で検索！

あなたの相続手続きを応援します！

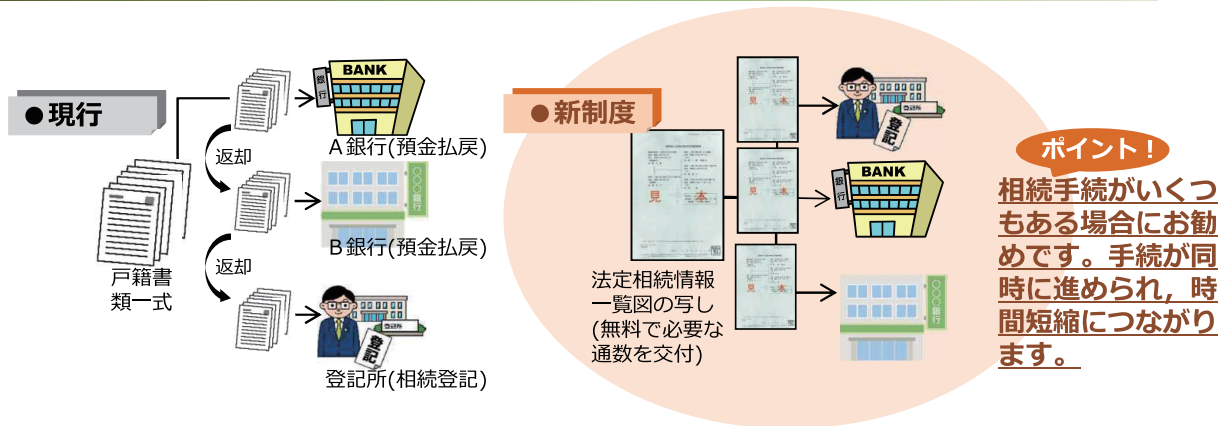
法定相続情報証明制度



「法定相続情報証明制度」を利用すると、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

※ 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要



手順の流れ

～法定相続情報証明制度の手続の3STEP！～

STEP 1

必要書類の収集

STEP 2

法定相続情報一覧図の作成

STEP 3

申出書の記入・登記所へ申出



法定相続情報一覧図の写しの交付

戸籍謄本の束の代わりとして各種相続手続きへお使いください。

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#) [Q](#) でご覧いただけます。

《 お問い合わせ先 》

福岡法務局粕屋出張所

TEL 092-938-2258



死亡届出後の住民票・戸籍について

死亡届により、亡くなられた方の住民票は消除され、戸籍に死亡の記載がされますが、それぞれ日数がかかります

●死亡の記載に要する日数（目安）

■ 住民票	
死亡届を志免町に出された場合	1～2日
死亡届を志免町以外に出された場合	1週間～10日位

■ 戸籍	
本籍が志免町で死亡届を志免町に出された場合	2～3日
本籍が志免町で死亡届を志免町以外に出された場合	1週間～10日位
本籍が志免町以外の場合	直接本籍のある市区町村へお尋ねください。

●住民票・戸籍の請求について

請求できる方以外が請求する場合、委任状が必要です。

（委任状の書式は42ページに載せています。）

■ 住民票	
請求できる方	本人及び同一世帯の方
必要なもの	請求者の本人確認書類

■ 住民票の除票	
請求できる方	正当な理由により亡くなられた方の住民票が必要な方
必要なもの	請求者の本人確認書類 （亡くなられた方との関係、必要な理由などを詳しく記入いただきます。）

■ 戸籍（除籍）謄本	
請求できる方	本人・配偶者・直系親族 正当な理由により亡くなられた方の戸籍が必要な方
必要なもの	請求者の本人確認書類（正当な理由により請求される場合、必要な理由などを詳しく記入いただきます。）

委任状について

各種申請を相続人などの代理の方が行われる場合、委任状が必要です。

※委任状は任意の様式でも構いません。

記入例

委任状

志免町長 宛

令和 〇 年 〇 月 〇 日

委任する人（頼む人） 住 所 志免町志免中央1丁目1番1号

氏 名 志免太郎 (印) (署名または記名押印)

生年月日 大・(印)・平・西暦 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

日中に連絡が取れる電話番号 000-000-0000

私は、下記の者を代理人として、下記の内容に関する一切の権限を委任します。

記

代理人 (頼まれた人)	住 所	志免町大字志免 451 番地 1		
	氏 名	志免花子	生年月日	大・(印)・平・西暦 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
委任事項 委任する内容に ✓(チェック)を つけてください	☒ 住民票の請求 ※マイナンバー・住民票コードが必要な場合は、 本人様宛の郵送（簡易書留）となります。			
	☐ 戸籍謄本（全員）・戸籍抄本（一部）の請求			
	☐ 附票の請求			
	☐ 世帯主変更手続			
	☐ 年金に関する手続き			
	☐ 保険に関する手続き			
	☐ その他 () に関すること			

注1 委任状は委任者が必ず記載してください。

注2 委任状に不備がある場合、申請を受付できない場合があります。

注3 委任内容等に疑義がある場合、委任者の方に電話確認することがありますので、
日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をしたときは、刑法第159条、第161条により罰せられます。
(3月以上5年以下の拘禁刑、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金)

委任者(本人)が全て
記入してください。

住民票に関する委任
状の場合は、本籍や
続柄の有無を、戸籍
に関する委任状の場
合は、本籍・筆頭者氏
名、必要な証明の種
類をあらかじめ代理
人にお伝えください。

○申請書は、志免町のホームページからダウンロードできます。

○申請の際には、委任状の他に、代理人ご自身の本人確認書類（運転免許証・健康保険資格確認書（被保険者証）など）が必要です。

○マイナンバーや住民票コードが記載された住民票を代理人が請求する場合は、本人の住所地宛に簡易書留で郵送します。（代理人に直接交付することはできません。）

○亡くなられた方の住民票の除票に、マイナンバーの記載はできません。

委任状

志免町長 宛

令和 年 月 日

委任する人（頼む人） 住 所

氏 名 ⑤（署名または記名押印）

生年月日 大・昭・平・西暦 年 月 日

日中に連絡が取れる電話番号

私は、下記の者を代理人として、下記の内容に関する一切の権限を委任します。

記

代理人 (頼まれた人)	住 所			
	氏 名		生年月日	大・昭・平・西暦 年 月 日
委任事項 委任する内容に ✓(チェック)を つけてください	☐ 住民票の請求 ※マイナンバー・住民票コードが必要な場合は、 本人様宛の郵送（簡易書留）となります。			
	☐ 戸籍謄本（全員）・戸籍抄本（一部）の請求 ☐ 附票の請求			
	☐ 世帯主変更手続			
	☐ 年金に関する手続き			
	☐ 保険に関する手続き			
	☐ その他 () に関すること			

注1 委任状は委任者が必ず記載してください。

注2 委任状に不備がある場合、申請を受付できない場合があります。

注3 委任内容等に疑義がある場合、委任者の方に電話確認することがありますので、
日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をしたときは、刑法第159条、第161条により罰せられます。
(3月以上5年以下の拘禁刑、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金)

MEMO

MEMO

発 行 志免町役場
編 集 / 制 作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2025年 6月

